

日立市DX基盤構築事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、日立市DX基盤構築事業の実施に当たり、本市の業務を支えるデジタル基盤の整備及び高度化を図るため、公募型プロポーザル方式により、当該事業を適切に遂行できる事業者を選定することを目的として、必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 業務名

日立市DX基盤構築事業（以下「DX基盤構築事業」という。）

(2) 業務内容

別紙「日立市DX基盤構築事業仕様書」のとおり。

※ 仕様書は、「参加申込書兼秘密保持誓約書（様式第1号）」を提出し、かつ参加資格要件を満たすことが確認された事業者に対し、電子メールにより交付するものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和15年7月31日までとする。

(4) 提案限度額及び支払方法

668,178,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

内訳 委託契約料 9,900,000円 貸借料 658,278,000円

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の応募要件を満たし、日立市から参加資格決定通知書にて参加資格を有するとされた事業者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又は日立市入札参加指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後に市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (7) 業務委託、物品納入（賃貸借）の提供等の日立市入札参加資格を有すること。
- (8) 「IS027001」（情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS）を取得していること。
- (9) 人口10万人以上の規模の地方自治体におけるネットワーク基盤導入・運用実績を有すること。

4 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えてる場合
- (4) 契約締結の時までの間に、日立市入札参加指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当した場合
- (6) 参加申込書及び企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (7) 市が求める必須要件に対応しない提案であった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

5 実施スケジュール

項目	日程、期限等
公告日	
実施要領・仕様書 閲覧開始	令和 8 年 2 月 16 日 (月)
参加申込書兼秘密保持誓約書・質問書 受付開始	※実施要領・様式等はホームページ上に掲載
質問書 受付期限	令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 5 時必着
質問書 回答期限	令和 8 年 2 月 26 日 (木) まで
参加申込書兼秘密保持誓約書 提出期限	令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午後 5 時必着
参加資格決定通知	令和 8 年 3 月 6 日 (金) ※全参加事業者へ企画提案審査会の日時等通知
企画提案書等 受付開始	令和 8 年 3 月 6 日 (金)
企画提案書等 提出期限	令和 8 年 3 月 16 日 (月) 午後 5 時必着
企画提案審査会	令和 8 年 3 月 23 日 (月)
審査結果通知	企画提案審査会実施後 1 週間以内に通知
契約交渉期間・契約締結	対象事業者と審査結果通知時に調整

6 関係資料の閲覧

本事業に関連する資料の閲覧を希望する場合は「15 問合せ先」宛に電子メールで閲覧を希望する複数の日時を連絡すること。なお、資料は閲覧及びメモのみとし、録音、録画、写真撮影は不可とする。入手した資料は、適切に取り扱い、本件に基づく事業完了後は、速やかに適切な方法で廃棄すること。

7 質問受付及び回答

- (1) 受付期限
令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 5 時まで
- (2) 質問方法
ア 「15 問合せ先」宛に電子メールで提出するものとする。電子メール送信後は電話で到着の確認

を行うこと。

イ 件名を「(質問) 日立市DX基盤構築事業プロポーザルについて」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。

ウ 質問内容はメール本文に記載せずに「質問書」（様式第5号）を添付すること。

また、質問内容は仕様書の要求に提案者が実現するために必要な事項に限ること。

なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

エ 回答方法

(ア) 質問への回答は、令和8年2月26日（木）を目途に、質問者名を伏せて参加表明をした全事業者に電子メールで回答する。

(イ) なお、日立市がセキュリティ上、回答することが望ましくないと判断したものについては回答しないことがある。

(ウ) 回答は、仕様書等と一体のものとして同等の効力をもつものとし、回答に対する再質問は受け付けない。

8 参加申込書兼秘密保持誓約書等の提出

参加資格審査結果の通知により、参加資格を満たした者は、以下に示す書類（以下「企画提案書等」という。）を提出することとする。

(1) 提出期限

令和8年3月5日（木） 午後5時（必着）

(2) 提出先

〒317-8601

茨城県日立市助川町1-1-1

日立市役所 市長公室 デジタル推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類（各1部を提出すること。）

ア 参加申込書兼秘密保持誓約書 (様式第1号)

イ 会社概要 (様式第2号)

ウ 資格要件に係る申立書 (様式第3号)

エ 業務実績書 (様式第4号)

オ 本店所在地の都道府県税、法人税及び消費税に未納がないことを証明する書類（参加申込書を提出する以前30日以内に発行されたものに限る。）の写し

カ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していることを証する書類の写し

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年3月16日（月） 午後5時（必着）

(2) 提出先

〒317-8601

茨城県日立市助川町 1-1-1

日立市役所 市長公室 デジタル推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

持参する場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出書類

ア 企画提案提出書（任意様式） 20 部提出

イ 参考見積書（任意様式） 20 部提出

ウ 参考工程表（任意様式） 20 部提出

エ 併せて上記全ての電子データ 1 式を CD-R 又は DVD-R に保存し提出すること。

10 選定及び結果の通知

(1) 参加資格決定通知

参加資格者から期限までに提出された書類について、参加資格審査及び企画提案書の形式確認を行い、審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者に、電子メールで通知する。

審査の評価基準は、以下のとおりとする。

ア 参加資格及び適格要件を満たしているか。

イ 必要書類・記載事項が整っているか。

(2) 企画提案書等審査

企画提案書提出後、参加者から企画提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。

ア 開催日

令和 8 年 3 月 23 日（月）

イ 場所

日立市役所

ウ 時間構成

プレゼンテーション 40 分以内

ヒアリング 20 分以内

エ 出席者数

上限 5 名までの出席者とする。

オ プrezen等の環境

(ア) プrezen等は非公開とする。

(イ) プロジェクター（HDMI 接続）、スクリーン、電源ケーブルは日立市が準備する。ただし、投影用のパソコン等については各提案者が準備するものとする。

(ウ) マイク等の音響設備に関しては事前に要望があった提案者にのみ準備する。

(エ) インターネット接続を実施する場合は各提案者にて準備するものとする。

(3) 企画提案書等評価

- ア 受託候補者の特定にあたり、本市において委員会を設置し、提案書等について「審査基準表」に基づき評価を行う。なお、採点表は非公表とする。
 - イ 審査においては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に評価を行う。
 - ウ プrezentationは、企画提案書の内容を補足説明することを目的とする。
- ※ なお、参考見積書は、提案内容の妥当性を確認するための資料として用いるものであり、契約金額を確定するものではない。

(4) 候補者選定

候補者の選定は、委員長及び各委員が付した評価点の合計に基づき、総合的に判断し選定する。

(5) 審査結果通知

審査結果については、企画提案会に参加した者全てに対して通知する。全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

11 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等は、返却せず、日立市の責任において処分する。
- (2) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、公文書として、日立市情報公開条例に基づき、非開示部分を除き開示することがある。
- (4) 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出期限後の提案書等の提出は認めない。また、期限後の提案書等の差し替え及び再提出についても認めない。ただし、日立市から修正又は変更の連絡があった場合はこの限りではない。

13 契約の締結

- (1) 「10(4)候補者選定」において選定された第1順位の候補者と日立市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託及び賃貸借に係る契約を締結する。なお、第1順位の候補者と市との協議が整わない場合、又は第1順位の候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として第2順位の者と協議を行う。また、受託の辞退等により市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (2) 本契約は令和8年度一般会計予算が議会の議決を経て成立することを前提とし、予算の状況によっては、契約を締結しない場合がある。

14 その他事項

- (1) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (2) 提案者が1者のみの場合においても、審査を実施するものとする。
- (3) 選定された企画提案書等の内容については、業務委託仕様書に適切に反映するものとする。
- (4) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を令和8年3月16日（月）午後5時までに「15 問合せ先」宛てに電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。また、その場合、件名を「(参加辞退) 日立市DX基盤構築事業プロポーザルについて」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。
- (5) 本プロポーザルにより選定された受託候補者が市と契約を締結する場合においては、本業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、日立市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本仕様書に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度発注者と協議の上進めることとする。

15 問合せ先

〒317-8601

茨城県日立市助川町1-1-1

日立市役所 市長公室 デジタル推進課

電話：0294-22-3111（内線587）

メール：digital@city.hitachi.lg.jp

以上